

企業会計基準委員会御中

平成 29 年 7 月 10 日
大幸薬品株式会社
専務取締役 吉川 友貞

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」等に対する意見

当社は、公表されました公開草案につきまして、以下のとおり意見を申し上げます。

記

質問 1（ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問）

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照）、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

この提案に同意しない。

（理由）

これまで発行されている権利確定条件付き有償新株予約権については、企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」に基づいて会計処理されているにも関わらず、権利確定条件付き有償新株予約権をあえてストック・オプション会計基準の範囲内としようとするこの提案については理解しがたい。

当社では、権利確定条件付き有償新株予約権については、従業員等の持株会と同様、労働や業務執行等のサービスの対価として従業員等に給付する意図はなく、従業員等の自社に対する経営参画意識向上を狙いとしており、法務・税務の専門家、第三者評価機関、監査法人等との慎重な協議を経て、公正価値で発行してきている。権利確定条件付

き有償新株予約権については、現金を対価として受け取り付与する新株予約権として理解されており、そのように会計処理することが、法律上、税務上も既に定着している。それにも関わらず、報酬としての費用計上も求めるのは実務に混乱をきたすのみであるため、この提案には同意できない。この提案により、企業活動に有益なスキームと理解し導入してきた有償新株予約権が活用できなくなることを強く懸念している。

このような、特にベンチャー企業の成長（最終的には、企業の国際競争力及び国益）を阻害する提案がなされることに何の意味があるのか。企業会計基準委員会が、そのような視点を持たずに、近視眼的に新たな制度導入を検討されることは甚だ遺憾である。

質問 2（会計処理に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理について、上記のように、基本的にストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

この提案に同意しない。

（理由）

既に企業会計基準適用指針第 17 号があるため、不要と考える。

質問 3（注記に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の開示について、上記のように、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

この提案に同意しない。

（理由）

そもそもストック・オプションではなく、有償の新株予約権であるため、報酬の箇所に記載することは理解しがたい。

質問 4 (適用時期及び経過措置に関する質問)

本公開草案の適用時期等に関し、公表日以降適用するとの提案、及び、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、上記のように一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるとの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

この提案に同意しない。

(理由)

遡及適用しないことや、遡及的に会計処理を変更させず、費用計上不要という会計処理を継続して良いということには同意できるが、そもそも費用計上する会計処理には同意できない。

質問 5 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

基準諮問会議で会計処理のばらつきは少ないとされ、本公開草案の経緯にも「会計処理の取扱いは必ずしも明確ではなかった」との記載があるが、当時、既に権利確定条件付き有償新株予約権の導入には相当な数の事例が存在し、実際に費用計上をしている事例は有価証券報告書を調べる限り全くない。当社も含め会計処理の取扱いも非常に明確であった。それにも関わらず、上記のような記載で取り上げたとする経緯について、非常に違和感を覚える。

実際の会計処理には、ばらつきがなかったにも関わらず、取り上げた経緯についての詳細な説明を求める。

以上